



(職員の引継ぎ等)

**第三条** 機構の成立の際現に整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号。附則別表において「旧設置法」という。）第七条の十三に規定する高等専門学校（以下「旧国立高等専門学校」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

**第四条** 前条の規定により機構の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じて同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

**第五条** 附則第三条の規定により旧国立高等専門学校の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

**2** 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

**3** 機構の成立の日の前日に旧国立高等専門学校の職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

**4** 機構は、機構の成立の日の前日に旧国立高等専門学校の職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資

格を取得するまでの間に機構を退職したものであつて、その退職した日まで旧国立高等専門学校の職員として在職したものといたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しでは、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

**第六条** 附則第三条の規定により機構の職員となつた者であつて、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特別給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特別給付等の支給については、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特別給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第一項の規定により労働組合となつたものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

**第八条** 機構の成立の際、第十二条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務（整備法第一条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。）附則第二十一項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計（附則第十条第一項において「旧特別会計」という。）から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとのされた繰入金に係る義務を含む。）のうち、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、機構が承継する。

前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。

前項に規定する財産のうち、土地については、機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

文部科学大臣は、前項の規定により基準を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第二項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

**第九条** 機構の成立の際、旧特別会計法第十七条の規定に基づき文部科学大臣から旧国立高等専門学校の長に交付され、その經理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、機構の成立の日において機構に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の經理に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

**第十四条** 整備法第二条の規定の施行前に日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から旧特別会計に繰り入れられた金額（附則第八条第一項の規定により機構に承継されたものに限る。）は、通則法附則第四条第一項の規定により国から機構に対し無利子で貸し付けられたものとみなして、同条第四項及び第五項の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

**第十五条** 国は、機構の成立の際現に旧国立高等専門学校に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

2 国は、機構の成立の際現に旧国立高等専門学校の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

（旧国立高等専門学校に関する経過措置）

**第十六条** 附則別表の上欄に掲げる旧国立高等専門学校は、機構の成立の時において、それぞれ第十二条第一項第一号の規定により機構が設置する同表の下欄に掲げる国立高等専門学校となるものとする。

（不動産に関する登記）

**第十七条** 機構が附則第八条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

（国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

**第十八条** 機構の成立の際現に係属している機構が行う第十二条第一項に規定する業務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて機構が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、機構が国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。



**第十三條** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二六年六月三日法律第六七号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六

号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、当該各号に定める日から施行する。

附則第十四条第二項  
第十九条及び第三十  
条の規定 公布の日

(処分等の効力)  
**第二十八条** この法律の施行前にこの法律による

改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む）の規定によつて（又はすべき処分、

言むの規定によつてはいたるに付てはき处分手続その他の行為であつてこの法律による改正

後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）

に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除く

き、新法令の相当の規定によつてした又はすべ  
き部分、三歳その他の方に准じる。

き处分 手續その他行為とみなす  
(罰則に関する経過措置)

**第二十九条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有すること

とされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に對する罰則の適用については、なる程前

行無い文で、豊臣の通月にへいづに、かねて前  
の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)  
第三十条 附則第三条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則（平成二七年五月二七日法律第二  
七号）  
抄

(施行期日) 一九三〇年五月二十二日

**第一条** 二の法律は平成二十九年四月一日から施行する。

(独立行政法人国立高等専門学校機構法の一部改正に伴う経過措置)

**第二十二条** 施行日前に前条の規定による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法第五条の第四項の規定により付された同項に規定する金

学校機構法第五条第四項の規定により付された同項に規定する金額を機構に納付すべき旨の条件とみなす。